

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（第5回）に関する意見

田中 マキ子

本日のワーキンググループで検討すべき論点について、2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、大学間における教職課程の連携の在り方のうち「連携教職課程」に関するものとなります。

大学等連携推進法人の制度は、複数大学間で人的・物的リソースを効果的に共有し、教育研究機能の強化等を図ることを目的に設けられましたが、制度創設の令和3年以降、大学等連携推進法人による連携教職課程はわずか1例のみと資料に示されております。

今後、質の高い教員養成とするためには、1つの大学で完結するのではなく、複数大学間でリソースを共有する視点、すなわち大学等連携推進法人や地域構想推進プラットフォームのような連携組織を形成することがますます重要になると考えております。

そのことをふまえ、「論点整理」にあるとおり、更に多くの大学が連携教職課程を活用できるよう、連携教職課程の認定に係る基準の見直しが必要と考えます。

その一方で、教職課程に限る話ではございませんが、複数の大学生が受講する連携開設科目の単位認定の統一評価基準の作成等、質担保のための方策も考えるべきだと思います。

2点目は、地域アクセス確保特例に関する内容です。

本制度は、地域の高等教育へのアクセス確保に資するため、他の大学と連携して行う取組に関し認定を行う制度でございますが、「地域大学振興に関する有識者会議」においては保育士と幼稚園教諭の養成に特化した議論を行ってございました。そのため、参考資料6-2の要項（案）では幼稚園の教職課程と保育士資格が書かれておりますが、幼稚園から大学までを通じた一貫的な人材育成の在り方に関し、どのような人材をどのような教育で養成するか、地域構想推進プラットフォームなどを通じ、地域の大学や地方公共団体、産業界等が一体となり責任をもって考えることが必要と考えます。そのため、幼稚園教諭のみに限定するのではなく、小中高などすべての教員免許において同じように扱われるべきだと考えます。